指定給水装置工事事業者に関する手続き

【指定の申請】

指定工事事業者として指定を受けるには、下記申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して水道課に提出してください。

なお、指定手数料 10,000円は指定証交付の際に納付してください。

〈提出書類〉

· 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)

〈添付書類〉

- 1 誓約書(様式第2)
- 2 ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人申請)
 - ・住民票の写し又は登録原票記載事項証明書の写し(個人申請)
- 3 機械器具調書 (別表) 及び機械器具の写真
- 4 営業所の外部及び内部の写真
- 5 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)
- 6 給水装置工事主任技術者免状の写し

【変更等の届出】

1. 指定事項の変更

〈提出書類〉

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)
- 変更となる事項
 - (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 〈添付書類〉
 - ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人申請) 1通
 - ・住民票の写し又は登録原票記載事項証明書の写し(個人申請) 1 通
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名

〈添付書類〉

- •誓約書(様式第2)
- 2. 事業の廃止、休止又は再開

〈提出書類〉

- ・指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11) (廃止又は休止の日から30日以内に、再開の日から10日以内に提出)
- 3. 給水装置工事主任技術者の選任・解任

〈提出書類〉

· 給水装置工事主任技術者選任 · 解任届出書 (様式第3)

〈添付書類〉

・給水装置工事主任技術者免状の写し